

新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

概要版

ともにつくる 環境 先 進 都 平成24年2月

# 新潟市ごみ処理の方針

## ごみ処理の基本理念

新潟市では、平成19年6月に策定された前「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、平成20年6月にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」へと移行した結果、家庭系ごみ量が3割減るなど、計画に掲げる数値目標を早期に達成することができました。新ごみ減量制度への移行を契機に、市民・事業者・市それぞれが循環型社会の構築の重要性についての認識を共有し、それに向けた歩みが着実に進んでいるところです。

しかしながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は地球規模で増加の一途をたどり、 世界各地で希少生物の絶滅が危惧されています。また、中国など新興国の目覚ましい経済発展により 資源需要が増大している現状においては、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築す るという考え方が重要です。そしてこれからも、より一層ごみの発生抑制に努め焼却量を削減すると ともに、資源化可能なものをできるだけ資源化し有効に活用していくことが求められています。

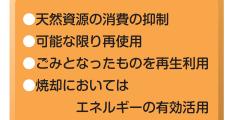
また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄など利便性や豊かさのみを追求するという価値観を転換し、省資源・省エネルギー、温室効果ガス排出量の抑制、多様な生態系の保全などの必要性について、社会全体として共有することにより、持続可能な社会の実現を目指していくことが重要です。

「大地と共に育つ、田園型拠点都市」を都市像に持つ新潟市においても、市の特色を生かしてさらなるごみ減量・資源化に努める責任があります。循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築し、新潟市が持続的に発展するため、市民・事業者・市が一体となって「環境先進都市」の実現に向けた取り組みを加速させていくことを基本理念とします。

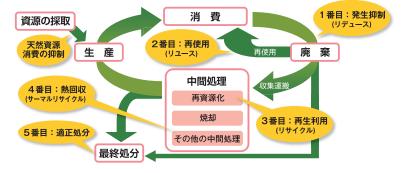


# 本市の目指す循環型社会

循環型社会とは、廃棄物の「①発生抑制(リデュース)」、「②再使用(リユース)」、「③再生利用(リサイクル)」という3Rの考え方に基づき、限りある資源を循環的に利用していく社会です。



●最終的に適正な処理・処分



経済成長による 大量生産・大量消費・ 大量廃棄型社会の 出現

- ・ごみ排出量の増加
- ・環境負荷の増大
- ・地球温暖化の進行



新ごみ減量制度 (平成20年6月)

#### 〔家庭系ごみ〕

- ●分別制度の統一
- ●分別区分変更(10種13分別)
- ●指定有料ごみ袋制度の開始

### 〔事業系ごみ〕

- ●事業系ごみ10分別の指針の策定
- 処理手数料の全市統一
- ●古紙類の搬入規制の全市拡大

## 新ごみ減量制度開始後の効果(平成22年度実績)

●家庭系ごみ排出量(資源物以外) 平成19年度と比べて

約30%削減

(ごみ排出量:約5.9万トンの削減)

●リサイクル率

平成22年度時点

約27%へ向上

(資源化量:約1.6万トンの増加)

●最終処分量

平成19年度と比べて

約28%削減

(最終処分量:約1.3万トンの削減)

そして 次のステップへ

新ごみ減量制度を柱に さらなるごみの減量・ リサイクルの推進を目指します CO<sub>2</sub> 削減





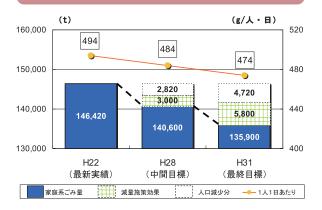
3Rの取り組みの推進 資源循環利用・ごみ排出量削減 循環型社会の構築による持続的な成長

新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 基本理念の実現

市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市

# 境境先進都市に向けた数値目標

## ①家庭系ごみ量



# 【家庭系ごみ量(1人1日あたり)】

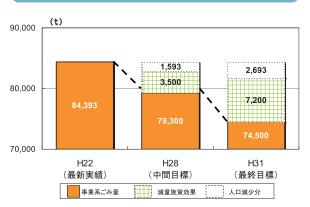
1人1日あたり20gをH31年度まで に削減

●お菓子の空き箱 (重量:20g)

個分に相当



## ②事業系ごみ量



## 【ごみ全体の排出量】

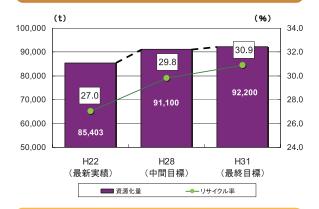
事業系で約1万~、家庭系で約1万~、計 約2万~(約97.680㎡)をH31年度まで に削減

●市役所本庁舎(1~7F) (容積:約74,000㎡)

1.3杯分 に相当



## ③リサイクル率



# 【廃棄物分野のCO<sub>2</sub>排出量 (参考指標) 】

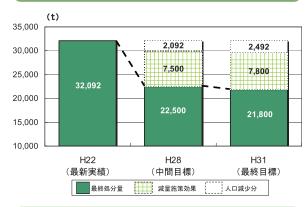
ごみの排出量を約2万~別減することによ りCO2排出量約9千~、-CO2(育成林CO2吸 収面積約13.8km)をH31年度までに削減

●新潟島 (面積:約10km)

1.4倍 に相当



# 4最終処分量



# 【最終処分量】

ごみの減量と新しい焼却施設 (新田清掃セ ンター) の稼動により1万~(約9.180㎡) をH31年度までに削減

●小学校用25mプール (容積:約300㎡)

30.6杯分 に相当

# 目標実現に向けた計画の基本方針

# 基本方針

# 家庭系ごみを減らす 3R運動の推進と三者協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

# 基本方針

# 事業系ごみの排出抑制と 資源化の推進

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。

また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組みます。

# 基本方針

# 違反ごみ対策と きれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、 ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強 化します。

併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぽい捨て等 及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。



# 収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。

また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。

# 基本計画で取り組む施策

#### 基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

具体的施策の ピックアップ

### 【基本施策1】 制度の周知と分別の徹底

- [個別施策1]情報提供の充実
- [個別施策2] 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応
- [個別施策3] 雑紙、プラスチック製容器包装の分別推進
- 〔個別施策4〕ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進

### ・サイチョプレスの発行

・より分かりやすい分別パンフ レットの作成





# 【基本施策2】 意識啓発・環境教育の推進

- [個別施策1] 幅広い年齢層への環境教育の充実
- [個別施策2] 地域における意識啓発・環境教育活動の推進
- ・未就学児等や小学校低学年を 対象とした環境教育
- ・施設見学映像の作成





【基本施策3】 3R・生ごみ減量の推進

- [個別施策1]マイバッグ運動などリデュースの推進
- [個別施策2] 古布・古着などのリユースの推進
- 〔個別施策3〕使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進
- 〔個別施策4〕生ごみ減量・リサイクルの推進

- ・市民に対するマイボトルや マイ箸の利用促進
- ・市民・事業者と一体となった 生ごみ減量施策の推進





# 【基本施策4】 市民・事業者・市の協働した体制づくり

- 〔個別施策1〕クリーンにいがた推進員制度の充実
- [個別施策2] 三者協働による推進体制の整備
- ・ごみ減量化・資源化協力店制 度の充実
- ・小売店舗等が実施するイベン ト等との連携 強化.

(協力店ロゴ)



#### 基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

### 【基本施策1】

ごみ集積場における違反ごみ対策

【基本施策2】

ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち 去り行為の禁止に係る周知及び取締り

【基本施策3】

地域と連携した美化活動・ぽい捨て等 防止活動の推進

- ・より分かりやすい分別呼称の 見直し
- ・地域一斉清掃等の定期的な実 施及び市民参加の促進



#### 基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

具体的施策の ピックアップ

【基本施策1】 制度の周知徹底

〔個別施策 1〕制度のより分かりやすい周知手法の検討

[個別施策2] 排出事業者訪問指導の強化

・「事業系ごみ ごみ減量・リサ イクルガイドライン」の見直し

・排出事業所に 対する訪問指 導等の取り組 みをより充実



【基本施策2】 排出事業者のごみ減量への動機付け

[個別施策1] 優良事業者を評価する環境の整備

[個別施策2] ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案

・ごみ減量に関する優良事業者 の評価制度の検討



【基本施策3】 分別及び資源化の促進に向けた誘導

[個別施策1] 古紙搬入規制の徹底

[個別施策2]びん・缶の搬入規制

[個別施策3] 食品リサイクルシステムの構築

・排出事業者への古紙類の搬入 規制の周知徹底とびん・缶の 資源化への誘導

・市施設での搬入物の監視・指導



- ・産業廃棄物と一般廃棄物の分 別指導と啓発
- ・市施設への産業廃棄物の混入 防止対策の強化

【基本施策4】 産業廃棄物の混入防止

[個別施策1] 産業廃棄物の搬入規制の強化

#### 基本方針4 収集・処理体制の整備

【基本施策1】 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築

【基本施策2】 効率的な適正処理・処分の実施

【基本施策3】 廃棄物処理施設のあり方の検討

【基本施策4】 大規模災害に備えた事前の体制整備 ・収集運搬業務の効率化及び廃棄 物処理施設の適正な運転管理

・少子高齢社会の進展を見据えた効 率的な処理施設のあり方の検討

・避難所等におけるトイレ対策の 整備





